

## 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の 水域類型の指定の見直し（案）

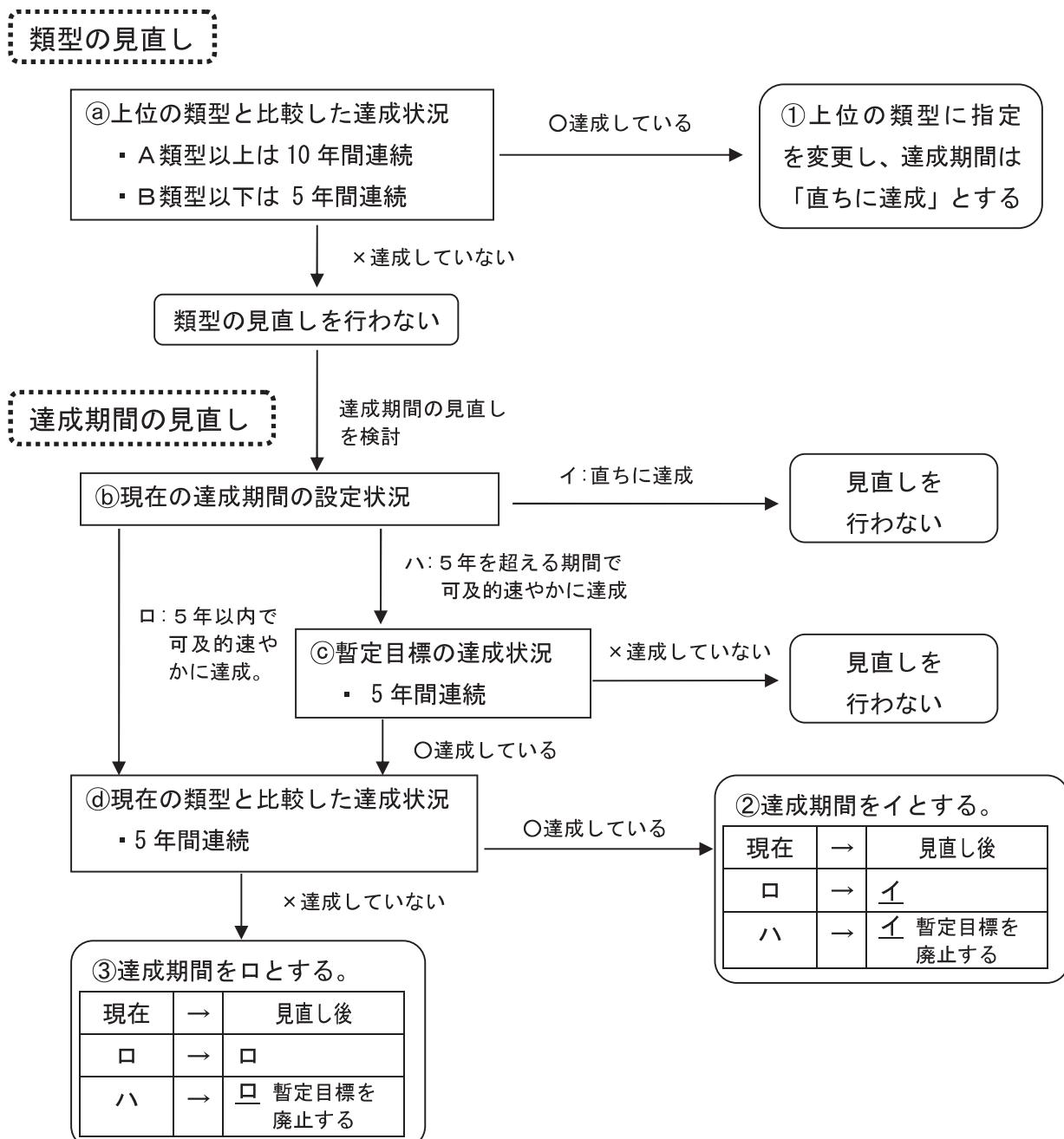
高度経済成長に伴う水質汚濁に対応するため、昭和45年に水質汚濁に係るBOD・COD等の環境基準が設定され、同年から昭和51年にかけて県内の河川・海域に環境基準の水域類型の指定が行われた。

その後、水質の常時監視を続けるとともに、各種の排水対策を推進しているところであるが、令和4年度の河川BODの環境基準達成状況は60%であり、依然として家庭や事業場からの排水対策が重要な課題となっている。

一方で、環境基準を満たしている河川においては、指定された類型より上位の基準を満たしている場合も見受けられることから、第17回香川県環境審議会生活環境部会（平成25年2月7日開催）で、現在指定されている類型より上位の類型を長期間達成している水域については上位の類型へ見直すという考え方を整理した。

この考え方に基づき、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の水質が上位類型（D類型→C類型）の基準を達成していた西汐入川について、D類型からC類型への見直しを検討するものである。

## 1. 本県における類型指定見直しの基本的な考え方



(注) 達成の判断は全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数) の 75%水質値と基準値の比較で行う。

なお、令和4年度測定結果より、大腸菌群数に代わり、大腸菌数の 90%水質値と基準値の比較で行う。

75%水質値: 年間の日間平均値の全データを水質のよいものから順に並べ  $0.75 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。

90%水質値: 年間の日間平均値の全データを水質のよいものから順に並べ  $0.90 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 90%水質値とする。

【別添2】

河川の類型指定の見直し検討表 (令和5年度)	H31～	水域名	類型	BOD(75%値)										環境基準達成状況				見直し		
				測定期間	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3		
馬宿川	A	イ	1.0	1.0	1.4	1.1	1.3	1.1	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	0.7	1.0	1.5	1.0	O		
湊川	A	イ	0.8	1.0	1.1	2.1	1.4	1.6	0.7	1.1	1.4	1.1	0.8	1.4	2.8	2.3	1.2	X		
与田川	A	イ	0.8	0.9	1.1	1.2	1.0	1.4	1.0	1.0	0.8	1.0	0.7	0.6	0.9	1.6	1.1	O		
東 讀 番屋川	C	イ	1.9	2.4	2.3	2.2	2.4	1.9	2.2	1.8	1.7	2.2	2.1	1.2	1.9	2.8	2.5	◎	O	
津田川	A	口	1.1	1.4	1.6	1.6	1.2	1.3	1.0	1.1	1.1	1.3	0.8	0.7	0.9	1.4	1.3	O		
弁天川	C	イ	6.9	6.6	6.1	5.3	5.6	5.1	4.7	5.0	4.7	6.2	4.5	6.4	4.8	6.5	6.2	X		
鰐部川	A	口	2.8	2.8	2.4	2.5	2.3	2.5	2.3	2.5	2.0	2.0	1.7	1.8	1.8	3.0	2.5	X		
牟礼川	B	口	3.2	2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.7	2.8	2.6	3.7	3.1	2.9	3.2	2.7	2.7	X		
春日川	B	口	3.3	4.0	4.5	3.3	3.9	4.0	3.5	4.1	4.5	5.4	2.8	4.2	3.8	2.9	2.1	X		
新川	B	口	6.1	8.3	5.0	8.0	6.7	6.1	6.8	5.2	5.6	7.9	8.0	9.1	6.6	9.7	10.0	X	X	
相引川	D	イ	8.2	7.8	6.2	5.5	5.8	5.2	4.7	4.8	5.3	7.1	8.0	6.6	8.6	8.3	X			
詫田川	C	イ	5.1	4.3	4.7	3.5	3.7	5.5	3.3	3.3	2.6	3.4	4.3	3.9	3.8	3.5	3.0	4.4	◎	
高 松 衛坊川	E	口	5.3	6.8	6.9	5.7	5.2	4.7	2.7	3.4	3.8	4.1	3.2	4.3	5.0	3.9	◎	X		
柏場川	D	イ	6.4	6.5	3.8	3.4	5.3	4.5	4.	2.0	4.4	3.4	3.3	3.5	3.2	4.1	4.1	◎	X	
摺鉢谷川	C	イ	3.0	3.0	2.6	1.7	3.0	3.0	1.6	1.6	1.9	2.1	1.8	2.0	1.4	1.6	1.4	O		
香東川上流	A	イ	1.3	1.3	1.0	0.9	1.2	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.0	1.3	1.7	O	
香東川下流	B	イ	2.2	2.5	3.1	1.4	2.1	1.6	1.7	2.0	2.3	2.0	1.9	2.1	1.7	1.9	3.2	X		
本津川上流	A	イ	×	×	5.5	4.9	3.8	3.1	3.1	3.6	3.5	4.0	4.1	3.4	3.9	3.8	3.8	X	X	
本津川下流	B	イ	×	×	6.3	4.2	4.9	5.2	4.3	4.3	5.3	4.9	4.5	5.4	5.1	5.5	6.2	X	X	
青海川	A	イ	0.8	1.2	2.2	1.4	1.3	1.6	1.3	1.0	1.3	1.3	1.7	1.8	2.0	2.2	1.5	X		
轡川	A	イ	1.5	1.9	2.4	2.4	2.0	3.0	2.3	1.7	2.2	2.6	1.6	1.5	2.3	2.0	3.2	X		
大東川上流	B	口	3.3	3.4	6.0	4.7	4.0	5.9	4.4	2.9	3.9	4.6	4.5	4.4	3.5	4.4	4.8	X	X	
大東川下流	C	イ	2.6	3.2	4.8	3.4	4.0	3.8	2.7	4.2	3.9	3.0	4.0	3.1	3.4	3.1	O			
中 器 讀	A	イ	2.9	2.9	2.2	3.1	2.2	2.2	1.5	1.6	2.3	1.9	1.7	2.5	3.3	2.5	X			
西汐入川	D	イ	3.8	4.8	6.2	4.9	4.4	5.6	3.5	3.3	5.0	5.2	4.0	4.4	3.6	3.3	5.0	◎	R4年度まで上位類型達成なら類型見直し。	
金沢川	A	イ	2.5	3.6	3.9	1.9	2.4	2.6	1.8	2.1	2.6	2.3	2.6	2.1	3.3	2.9	X	X		
桜川	B	口	2.7	3.3	5.0	4.0	3.8	3.3	3.3	2.4	3.0	3.4	2.6	2.5	2.5	2.5	O			
弘田川	A	イ	2.9	4.6	3.4	4.1	2.7	4.3	3.0	2.4	5.3	3.7	3.1	3.4	4.4	4.2	4.1	X	X	
高瀬川	B	口	3.3	5.6	6.4	3.3	4.3	3.1	3.2	2.9	2.9	3.7	5.3	2.9	4.9	6.0	5.7	X		
駿田川上流	A	イ	0.9	1.2	1.9	1.5	1.5	1.7	2.1	1.2	2.5	1.3	1.2	1.3	2.1	1.5	X			
駿田川下流	B	イ	1.5	2.4	2.4	2.1	2.1	2.1	1.6	1.4	1.7	1.4	1.7	1.5	2.2	1.8	O			
一の谷川	D	イ	3.8	5.7	5.9	4.3	5.5	5.9	4.6	5.7	5.8	4.2	5.4	5.2	5.3	5.1	O			
杵田川	B	口	1.2	0.9	1.3	1.1	1.6	2.2	1.8	1.4	1.5	1.4	1.2	1.3	2.0	2.7	O			
小 伝 法 川	B	イ	3.3	2.1	2.6	3.0	2.0	2.2	1.9	2.0	2.3	1.9	2.0	2.5	4.3	4.1	X			
豆 安 田 大 川	B	イ	2.2	2.0	2.2	2.9	2.9	2.4	2.3	2.2	2.2	2.8	1.9	1.9	2.5	2.4	O			

※赤文字は環境基準超過(未達成)

◎：上位類型の環境基準を5年間連続で達成している

(現在A類型なら10年間連続)

○：現在の環境基準を5年間達成していない

×：現在の環境基準を3年間達成していない

×：現在の環境基準を3年間達成していない

（前回の類型見直しから5年未満）

-：確認不要

類型の見直し(施行後)

類型	BOD(mg/L)	大腸菌数(CFU/100ml)
AA	1以下	20以下
A	2以上	300以下
B	3以下	1,000以下
C	5以下	-
D	8以下	-
E	10以下	-

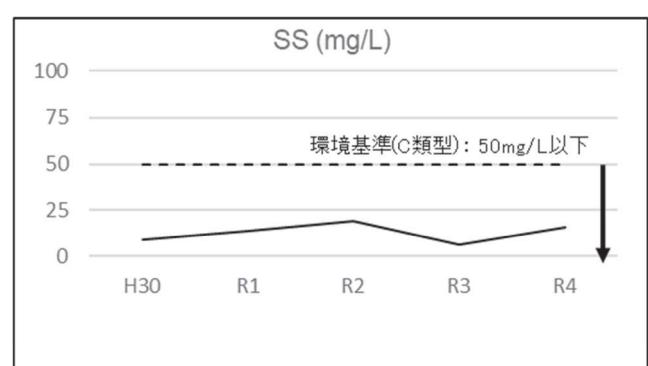
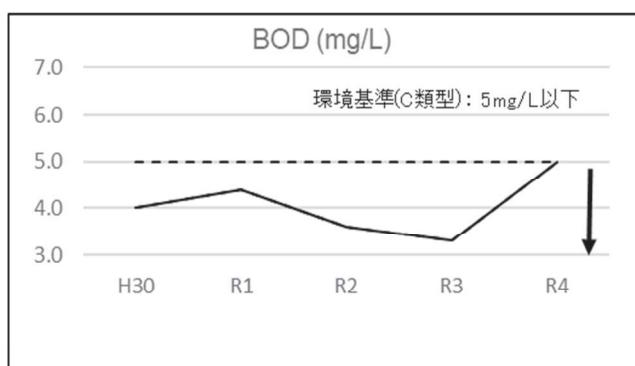
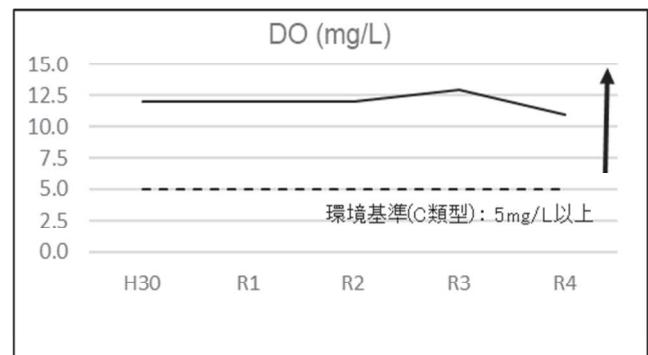
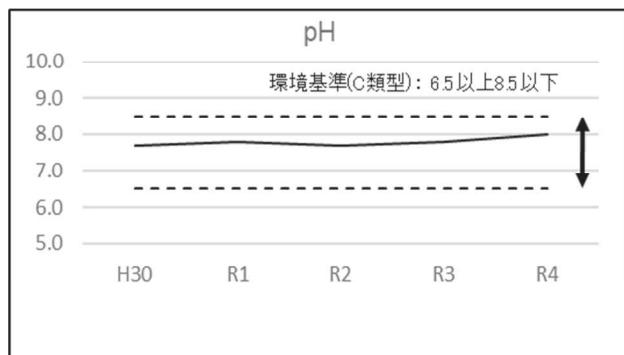
## 【別添3－1】

### 西汐入川の水質測定結果

西汐入川は、丸亀市金倉町に源を発し、丸亀市で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長4,590m、流域面積13.8km<sup>2</sup> の二級河川である。昭和46年にE類型に指定し、平成25年に類型を「E」から「D」に見直しを行った。

#### ○西汐入川の水質の状況

現在のD類型及び上位のC類型の環境基準 (pH, DO, BOD, SS) を5年連続して達成している。



【別添3—2】

西汐入川の水質測定結果(各月の個別値)  
 ○年間測定値のうち、75%値で基準達成の判定を行う。  
 ○全ての項目で上位類型の基準を達成した年が5年間連続した場合、原則上位の類型に見直す。  
 ○平成30年度から令和4年度まで5年間連続でC類型の基準を達成している。

		C類型環境基準													
		pH	6.5以上8.5以下	BOD	5mg/L以下	SS	50mg/L以下	DO	5mg/L以上				x/y	判定	
平成26年度	pH	7.8	8.1	7.6	7.9	7.6	8.6	7.7	7.7	7.5	7.6	7.2	8.1	0/12	○
	BOD mg/L	3.8	3.4	3.1	2.2	3.3	1.1	3.3	4.1	3.2	7.6	3.5	3.4	0/12	○
	SS mg/L	6	4	9	22	5	5	9	8	4	16	3	6	0/12	○
平成27年度	DO mg/L	12	14	6.5	10	9	12	11	14	13	16	12	16	0/12	○
	pH	8.1	7.8	7.5	7.9	7.5	7.4	7.8	8	7.4	7.6	7.2	7.5	0/12	○
	BOD mg/L	3.3	3.3	2.6	2.4	1.7	2.5	1.5	2.7	4.5	4.6	3.3	4.5	0/12	○
平成28年度	SS mg/L	6	6	34	15	12	13	6	11	11	8	2	5	0/12	○
	DO mg/L	13	13	9.5	11	8.6	8.4	11	12	12	12	9.2	9.6	0/12	○
	pH	7.5	7.4	7.9	9.0	7.9	7.4	7.6	7.8	7.6	8.0	7.1	7.7	1/12	○
平成29年度	BOD mg/L	3.3	5.6	2.3	2.1	2.1	3.5	3.4	3.1	4.5	6.5	6.8	5	3/12	○
	SS mg/L	4	38	5	9	17	15	7	5	14	11	14	3	0/12	○
	DO mg/L	13	9.6	11	15	11	9.4	11	12	12	13	12	13	0/12	○
平成30年度	pH	7.8	7.4	7.8	7.8	8.1	7.4	7.8	7.8	7.6	7.7	7.8	7.5	0/12	○
	BOD mg/L	3.3	3.2	2.1	2.8	2.2	2.1	2.1	6.1	4.4	5.8	8.2	5.2	4/12	×
	SS mg/L	8	5	7	13	7	7	9	88	4	11	25	8	1/12	○
令和元年度	DO mg/L	11	9	12	11	8.6	11	10	11	12	15	13	11	0/12	○
	pH	7.6	7.4	7.7	8.4	7.5	7.8	7.6	8.3	7.3	7.1	7.0	7.0	0/12	○
	BOD mg/L	2.2	1.4	0.8	0.5	2.6	0.5	1.2	1.6	1.1	2.3	3.3	2.0	0/12	○
平成30年度	SS mg/L	6	25	5	9	9	6	7	36	8	6	3	110	1/12	○
	DO mg/L	13	11	10	11	9.2	10	11	12	11	12	12	12	0/12	○
	pH	7	7.4	8.1	7.8	7.7	7.8	7.5	8.6	7.6	6.8	7.2	7.4	0/12	○
令和元年度	BOD mg/L	2.6	2.6	2.5	2.2	1.2	1.2	0.9	3.2	4.8	5.5	4.4	3	2/12	○
	SS mg/L	5	4	6	14	9	8	2	21	25	18	12	3	0/12	○
	DO mg/L	10	11	12	9.8	10	11	11	12	13	10	11	12	0/12	○
令和2年度	pH	7.6	7.6	7.7	7.3	8.2	7.7	7.8	8.1	7.5	7.5	7.3	7.4	0/12	○
	BOD mg/L	3	3.5	2.1	2.9	2	2.6	1.5	4.6	3.6	8.3	5.8	3	2/12	○
	SS mg/L	4	12	5	28	3	20	7	16	2	31	19	4	0/12	○
令和3年度	DO mg/L	14	12	9.4	9	12	9.6	11	11	12	12	16	13	0/12	○
	pH	7.4	7.8	7.8	8.3	7.7	7.3	8	7.8	7.9	7.5	7.5	7.4	0/12	○
	BOD mg/L	3.5	3.1	2.2	1.9	1.5	2.1	1.8	2.4	2.1	3.5	3.3	5	0/12	○
令和4年度	SS mg/L	3	2	3	6	1	13	6	8	21	6	3	5	0/12	○
	DO mg/L	8.8	11	11	6.2	11	9.6	11	11	14	12	14	10	0/12	○
	pH	7.6	8	8	7.3	8.5	7.5	7.7	7.9	7.1	7.5	8.1	7.7	0/12	○
令和5年度	BOD mg/L	3.8	3.3	3.3	1.6	1	1.3	2.6	3.3	3.7	3.9	5.3	3.3	1/12	○
	SS mg/L	6	8	35	11	9	12	34	6	37	9	6	22	0/12	○
	DO mg/L	12	13	9.2	8.2	11	12	11	11	13	12	10	14	0/12	○

## 水質汚濁に係る環境基準の類型について

### 1. 類型とは

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。前者については全公共用水域一律に定められているが、後者については公共用水域ごとに利水目的に応じた類型を指定することにより基準が適用される。

#### ○河川の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

### 2. 類型指定について

環境基本法第16条第2項の規定により、類型指定は2以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が行う。

香川県の場合、備讃瀬戸、燧灘東部は環境大臣が指定し、東讃海域、県内全河川は香川県知事が指定する。